〇議 事 日 程(第2号)

平成27年9月18日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 委員会報告

日程第3 一般質問

日程第4 関ケ原町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第5 議案第50号 町道の路線認定、廃止及び変更について

日程第6 議案第51号 関ケ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第52号 関ケ原町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第53号 関ケ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について

日程第9 議案第54号 関ケ原町関ケ原駅前観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定に ついて

日程第10 議案第55号 指定管理者の指定について

日程第11 議案第56号 平成27年度関ケ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更に ついて

日程第12 議案第57号 平成27年度関ケ原町一般会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第58号 平成27年度関ケ原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第59号 平成27年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第60号 平成27年度関ケ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第63号 平成27年度関ケ原町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第72号 平成26年度関ケ原町水道事業会計決算の認定について

日程第18 議案第73号 平成26年度関ケ原町病院事業会計決算の認定について

日程第19 町議第2号 関ケ原町議会会議規則の一部を改正する規則について

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(9名)

1番	谷	П	輝	男	君	2番	室		義	光	君
3番	子	安	健	司	君	4番	松	井	正	樹	君
5番	田	中	由紀子		君	6番	中	Ш	武	子	君
7番	澤	居	久	文	君	8番	楠		達	男	君

9番 川瀬方彦君

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

長 西脇康世君 教 育 長 中 川 敏 之 君 監 理 官 兼会計管理者 吉田和司君 総務課長 藤田栄博 君 地域振興課長 木 久之郎 君 税務課長 田中常敏君 高 住 民 課 長 河 島 玲 子 君 産業建設課長 西 村 克 郎 君 水道環境課長 兒 玉 勝 宏 君 学校教育課長 三 宅 芳 浩 君 社会教育課長 岩 田 英 明 君 病院事務局長心得 小 林 好 一 君 西消防署長 田中文男君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

 議会事務局長
 澤 頭 義 幸
 書
 記 小 林 孝 正

 書
 記 尚 村 加奈子

開議の宣告

○議長(澤居久文君) ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(澤居久文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番 谷口輝男君、2番 室義 光君を指名します。

日程第2 委員会報告(委員長報告·質疑)

○議長(澤居久文君) 日程第2、委員会報告を行います。

病院改革特別委員会の報告を求めます。

病院改革特別委員会委員長 楠達男君。

〇病院改革特別委員会委員長(楠 達男君) それでは、議長の御指名をいただきましたので、 病院改革特別委員会の報告をさせていただきます。

平成27年9月14日、役場大会議室において、田中委員、中川委員、松井委員、子安委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、楠の委員全員の出席により、午後3時より開催をいたしました。会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、藤田総務課長、瀬古病院長、小林病院事務局長心得、澤病院総務課長に出席をいただきました。職務のための出席者は澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者は室義光議員でございました。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

小林病院事務局長心得から、現在検討している指定管理者制度導入の交渉推移、また状況について説明を受けました。現在では財政担当課を含めそれぞれの条件の提示段階であり、具体的なことは今後協議を進めていく旨でございました。その後、各委員より質疑を行い、町長、病院長、事務局長心得からその都度回答を得たところでございます。

経営改善に向けた指定管理者制度の導入を検討している段階で、町の財政状況を踏まえた交渉内容を提示し、協議を重ね、今後判断していく方針である旨でありました。

当委員会としては、交渉の推移把握を含め、今後も各委員において調査・研究を行い、継続的に審査を行うことを確認し、午後4時30分に委員会を閉会とさせていただきました。

以上、簡単でございますが、病院改革特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上

であります。

〇議長(澤居久文君) 御苦労さまでした。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって病院改革特別委員会の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長(澤居久文君) 日程第3、一般質問を行います。

順次質問を許しますが、事前にお断りをしておきますけれども、それぞれ各議員さんの質問 内容を事前に拝見いたしましたが、似たような項目の質問もございますので、再質問、再々質 問につきましてはよくお考えの上、重ならないような質問をよろしくお願い申し上げておきま す。

では、順次質問を許します。

3番 子安健司君。

〔3番 子安健司君 一般質問〕

○3番(子安健司君) 議長のお許しをいただきましたので、私は、観光交流館の指定管理と運営についてお伺いいたします。

先日の議会初日におきまして、観光交流館の指定管理を観光協会に委託するという議案が上程されました。しかし、議案には契約期間のみが示されているだけで、その他の契約内容や条件については一切明示されておられず、質疑をいたしましたが、明確な答弁はいただけませんでした。

また、先般行われました観光協会の総会においても、町との指定管理の議案が議題に上がりました。町長も同席されて御存じかと思いますが、その席で会員から契約の内容について明示するように求められましたが、こちらも十分な答弁がないまま採決がとられました。

そこでお伺いいたします。

今回このようなことになったのは、町と観光協会との契約内容についての打ち合わせがまだできておらず、条件書のようなものがいまだにできていなかったのか。もしくは、打ち合わせはできていたが、内容については公表できなかったのか。もし公表できなかったのであれば、その理由についてお答えください。

今回の契約は4年半ということですが、多額の税金を使って行われる事業であります。観光 協会としてどのような行事を行うのか、どの程度の予算でどの程度の売り上げを見込んでいる のかといった目標なり事業計画は提示されているのか、お伺いいたします。

また、10月4日の交流館オープンに際し、観光協会でスタッフの公募をされておりますが、

決定されているのでしょうか。オープンまであと半月ほどしかありませんが、交流館を訪れる 観光客、お客様に対する接客等の研修が十分になされているのでしょうか、お伺いいたします。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) それではお答えさせていただきます。

関ケ原駅前観光交流館の指定管理に当たっての契約についてでございますけれども、今議会に提出の指定管理議案の可決をいただいた後に、指定管理者と管理運営業務書を含む指定管理者基本協定書と年度協定書を取り交わすことといたしております。内容につきましては、観光協会の理事会と協議をさせていただき、合意を得たものとなっておりますので、後ほどコピーを配らせていただきます。観光協会の設立時においては、若干文言等の修正部分がありまして、それがまだできていなかったということで、間に合わなかったということでございます。

また、今回の指定管理者の指定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったもので、事前に事業計画、収支計画を提出していただくものではございませんけれども、基本協定書の締結後にそれらの書類等を提出していただくようになっております。

次に、スタッフの関係でございますけれども、10月4日オープンに向けて非常にタイトなスケジュールで作業を進めております。スタッフについては、現在、観光協会の方にて募集をしておられますが、今までに3名の応募があったということでございます。

指定管理者の指定後、速やかに採用の手続に入るとのことでございます。そのため、接遇研修等十分な時間はないものと思いますけれども、県の御支援により開業時に入っていただくコンサル業者の御指導も受けながら、お客様目線でしっかり対応するように指導するよう指定管理者に求めていくことにいたしております。以上でございます。

[3番議員挙手]

- 〇議長(澤居久文君) 再質問を許します。
- ○3番(子安健司君) 指定管理の内容につきましてはこの後御提示いただけるということですので、確認をさせていただきますが、議会としても内容について審議できず、また観光協会の会員の方も、内容がわからないまま採決をとられたことにちょっと不信感を持っておられる方も見えました。もし協会に対して内容の説明をする機会があるのでしたら、また今度十分に御配慮をお願いしたいと思います。

そこでお伺いいたしますが、内容について、今後、議会に対して全協や委員会などで審議を される予定というか、つもりはあるのか、御答弁いただきたいと思います。

また、予算、事業計画につきましては、これも多額の予算を使って行われる事業であります ので、当然策定すべきであり、町としても協会に対し促していくべきではないでしょうか。ま た、目標や計画に対して定期的にチェックも行うべきではないでしょうか。今後、協会とのか かわり方についてお伺いいたします。

それからスタッフにつきましてですが、募集期間が9月までということでありますが、交流館はまさに町の観光の顔となるべく拠点であり、交流館を訪れるお客様に対して失礼があってはいけません。当然、お客様からは、観光地や歴史について、また食事どころやお土産についてなど、さまざまな質問をされることが予想されます。また、トラブルやクレームも発生することもあると思いますが、オープンまでに十分な知識や接客に対する研修ができるのでしょうか、お伺いをいたします。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 協定書の中身につきましては、事前に配付すべきであったかと反省をいたしておりますが、結果として口頭だけの説明で、観光協会のほうの場合ですね、口頭だけの説明に終わってしまったということで、十分な内容の審議はしていただけませんでしたけれども、一応、内容等につきましては口頭で説明をしたということで、観光協会のほうも御了解をいただけたというふうに思っております。

また、今回の議案につきまして、一応、指定管理者との協定ということでございますので、 そういう内容に基づいてしていくということでございます。内容につきましては、先ほど言い ましたように、後ほど皆様方にお配りさせていただくということで、それを議案として再度審 議にかけるということは考えておりませんが、これが運営した後において、また一般質問等で していただければありがたいというふうに思っているところでございます。

それから運営等にかかわりましては、やはり観光協会もいわゆる商売屋さんの集まりでありまして、一部一般の方もございますけれども、事業の運営に関してはプロの方の集まりというふうに思っておりますので、そこら辺は間違いなくやっていただけるものと思っておりますけれども、やはり町の予算を投入するという意味では、無駄な使い方とか、予算といいますか、指定管理料をほかのほうに回してしまうとか、そういったことがないように報告等を随時求めながらやっていくというふうにいたしておりますし、当然、町のほうからの公金が出ている団体でございますので、監査委員の定期監査等の対象にもなってくるというふうに思っているところでございます。そういった形で、今後も運営内容等を十分に把握しながら、十分な観光事業の推進に当たっていただきたいというふうに思っております。

それから、観光客に対する対応でございますけれども、町内におられる方が職員となられるというようなこともございまして、十分にしていただけるものと思っておりますし、あの一角には現在も既に活動しておられる街角案内、この団体が入っていただいて来所者に対する町内案内等もやっていただけるということでございますので、そういった意味では、街角案内の皆様がやっていただける間においては十分に対応できるというふうに思っております。

ただ、時間的に、あそこの開所時間が午後2時過ぎまでと基本はなっておりますので、それ 以降の観光客に対する対応についてはやはり交流館の職員が対応するというふうになるという ことでございますで、街角案内のスペースを使いながら、親切に案内できるように指導をして まいりたいというふうに思っているところでございます。そういった意味での研修は随時やっ ていかなければならないというふうに思っております。オープンまでにどれだけのものができ るかわかりませんけれども、できる限りの対応ができるような体制につくり上げていただきた いというふうに、こちらからもお願いをしていきたいと思っております。

[3番議員举手]

- **〇議長(澤居久文君)** 再々質問を許します。
- ○3番(子安健司君) 今回の観光交流館につきましてですけど、知事もこれだけ関ケ原町に力を入れられております。また、町民の皆様も交流館に対し大きな関心を持っておられて、またオープンも楽しみにされておることだと思います。10月4日オープンに向け、すばらしいスタートダッシュが切れるよう心から願うものでありますが、町として交流館事業を観光協会に任せっきりにすることのないように、観光協会の行う事業に対して細部にわたり十分に携わっていただいて、また指導していく立場をとっていただきたいと思いますが、最後にお伺いいたします。
- 〇議長(澤居久文君) 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 御指摘のように、町も、先ほども言いましたけれども、公金を支出しているわけでございます。観光協会のほうに指名という形で指定管理をお願いいたしましたことは、前にも申し上げましたけれども、やはり観光協会としての独自の観光事業、こういったものを推進していただきたいというのは思っておりまして、そのための資金として観光交流館での売り上げ等から活動費を捻出していただくようなことも考えていきたいということで、町からもアドバイス的に、やっていただけるような事業があればアドバイスもしていきたいと思いますし、向こうからも相談があれば、積極的に乗りながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、観光協会の施設の管理運営という面だけではなしに、やはり観光客に対するおもてなしというのが第一でございますので、そういった点に重点を置きながらも、もう一つの目的に向かって頑張っていただくように指導をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(澤居久文君) これで3番 子安健司君の一般質問を終わります。 続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

〇5番(田中由紀子君) それでは、御指名を受けましたので、一般質問を行います。

私は、介護保険の要支援者に対するサービスについて、再度、買い物弱者支援について、子 供の遊び場整備について、この3点について質問を行いたいと思います。

1番、介護保険の要支援者に対するサービスについて。

ことし4月からの改定介護保険で、ふえ続ける介護費用を抑えることを念頭に利用料の負担 増、施設入所の制限、要支援者について訪問介護・通所介護サービスを全国一律の保険から外 すという改悪が行われました。

要支援者の訪問・通所介護サービスについて、現在は2年間の猶予期間であり、これまでと同様のサービスが行われていると聞いていますが、2017年度からは各市町村の独自の新総合事業としてそれぞれの自治体で対応しなければなりません。政府はこの2つのサービスをNPO、ボランティアに委ね、安上がりの支援事業を可能としています。これでは、ヘルパー初め専門職がかかわることで介護状態を悪化させないという予防の観点が抜け落ちてしまいます。適切な介護と生活環境が崩されると心身が衰えて介護度が重くなると言われており、これまでどおりのサービスを継続することが必要と考えます。

そこで、次の点について伺います。

- ①、ことし3月に公表されました関ケ原町第6期介護保険事業計画によりますと、2014年4月末現在の介護認定者は435人、うち要支援認定者は96人となっています。要支援者がサービスを利用した件数は訪問介護で11件、通所介護で15件です。保険給付においての要支援者の訪問・通所介護サービス見込み量は、2017年に新総合事業に移行するためとしてカウントされていません。要支援者の2つのサービスについて予想される人数は何人か伺います。
- ②、当町において要支援者へのサービス水準をこれまでどおり継続できるのか、またどのような取り組みをされるのか伺います。
- ③、基本チェックリストを用いて判断することとなっておりますが、認定を受ける権利が保 障されるのか、サービスを選択する際、利用者の意向を尊重されるのか伺います。

2番、再度、買い物弱者支援について。

2013年12月議会で質問しましたが、買い物弱者支援について再度伺います。

日本共産党関ケ原支部が町議会議員選挙前に行った町民アンケートで、行政に取り組んでほ しいことのトップが「買い物弱者支援」でした。また、住みたくない理由のトップも「買い物 が不便」でした。高齢者の方の回答が多いということはありますが、まちづくりや人口対策の 点で、買い物弱者支援は重要な課題であることがはっきりしたのではないでしょうか。

1回目の質問で、町長は検討していく必要があると答弁されました。大変難しい問題ではありますが、例えば J A が取り組まれている移動販売に生鮮食料品を扱えるように財政的支援するとともに、販売箇所をふやしてもらえるようにすることや、町内の業者が宅配をした場合に補助金を出すなどの方法もあるのではないでしょうか。その後、何か検討されたのか伺います。

3番、子供の遊び場整備について。

陣場野公園がグランドデザイン事業によって整備計画されているところですが、そこにある 子供の遊具が撤去される計画と聞きました。子供の遊び場整備については若い世帯の要望が高いと聞いています。少子化の中で、子供たちや保護者が交流でき、安心して楽しめる遊び場が求められています。また、親子連れでの観光客にも寄ってもらえる可能性もあります。陣場野の遊具撤去と同時に新たな遊び場整備が必要と考えますが、お考えを伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) それではお答えをさせていただきます。

まず介護保険の要支援に対するサービスについてでございますが、要支援者の2つのサービスについて予想される人数ですが、訪問介護で15人から20人程度、通所介護で20人から25人程度ではないかと推計をいたしております。

また、要支援者へのサービス水準の継続についてですが、平成30年3月までは現行のサービスが引き続き利用できますが、平成30年4月以降は、緩和した基準のサービスや住民主体のサービス等を利用していただくことになっております。

次に、基本チェックリストの認定と利用者の意向の尊重についてでございますが、基本チェックリストの認定は誰でも受けることができます。また、サービスの利用を決めるのは本人であり、利用者の意向が尊重をされるということになっております。ただし、本人がサービスの利用を嫌だと言っても、家族がサービスの利用を勧めるということは考えられますので、この場合においては家族で相談して決めていただくことになろうかというふうに思っております。

次に、買い物弱者の支援についてでございますが、前回の一般質問の回答後、JAに問い合わせをいたしましたところ、農産物の移動販売を実施はしておりますが、生鮮食料品については取り扱わないという回答でございました。このため、他町での移動販売業者にも当たっているところでございますし、町内のNPO団体が買い物支援を検討しているというふうに聞いておりますので、そういった場合には事業内容を見ながら補助を検討していく必要があろうかというふうに思っております。

たまたまきのうテレビで「ガイヤの夜明け」というのをやっておりまして、その中で、名称を出しますと「とくし丸」という徳島県の団体が始めた事業で、軽トラに冷蔵庫を積んだもので各戸配布的に移動販売をされていると。この場合、対象者をきちんと把握した上で事業をやるというような形だったと見ておりましたけれども、スーパーとの提携をとりながらやるという一つの変わった手法でして、東京23区の中でもやられているということで、ちょっと目新しい事例だなというふうに見ておりました。こういったことも勉強させていただいて今後の参考

にしたいというふうに思っております。

次に、子供の遊び場の整備についてでございますが、陣場野公園につきましては、今年度から史跡整備事業が始まり、史跡地内の史跡に関係のないものの撤去を中心に整備をする予定でございます。遊具もその中に含まれておりまして、近隣の適切な場所へ移設する方向で検討をいたしておりましたが、遊具の老朽化が著しく、移設の際に破損するおそれがあるため、今回は撤去のみとする予定でおります。

この周辺におきましては、今後、歴史民俗資料館のリニューアルにあわせまして、観光客や 地域の皆様が憩える場所として整備を進めてまいりたいと考えておりますので、その中で検討 させていただくということで御理解をお願いいたしたいと思います。以上です。

[5番議員挙手]

- 〇議長(澤居久文君) 再質問を許します。
- ○5番(田中由紀子君) まず介護保険の問題ですけれども、平成30年までは現在のサービスが利用できるということですが、この4月からは、住民のいろんなボランティアやそういう取り組み、活動に参加するということになるということだそうですけれども、いわゆるその後、平成30年以降も現在訪問・通所サービスを利用されている方が引き続き利用できるのかどうかということと、平成29年4月以降、新たに要支援になった方はもう通所・訪問サービスは利用できないのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、その後、今回の改定の目的というのが介護保険費用の伸びを抑えるということですから、その費用を抑える意識が働いて必要なサービスまで制限されないかということが非常に私は心配しているし、あってはならないというふうに思いますが、そういうことにならないのか伺いたいと思います。

それから買い物支援についてですけれども、いろいろ御努力をしていただいております。 J Aが取り組んでおられる移動販売については、常に情報交換をしながら、何らかの形で支援するよという姿勢をぜひとも伝えていただきたいし、今後、生鮮食料品の取り扱いも要望していただきたいと思いますが、伺います。

それから宅配サービスが、今、商店の中でもやってみえるところがあるんですね。これも一つの支援策だと思います。それでいろいろ調べてみましたら、農林水産省もそこに目をつけて、 実は今現在やってみえる商店の宅配サービスについて住民の方がまだ十分に知ってみえないということから、自治体が住民にお知らせする、そういうパンフレットをつくっているところを紹介しておりました。

それで私はちょっとインターネットで引きましたところ、長浜市がこういう「買物情報宅配便」という非常にかわいらしいパンフレットをつくってみえました。日々の買い物にお困りではありませんかということで、いろんな事業所がありますよということが数ページにわたって

書いてありました。商店の名前、配達する品目、電話番号、そういう形で書いてありました。 これも非常に簡単にできる一つの支援策だなというふうに思いましたので、ぜひともこれも検 討をいただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

それから子供の遊び場については、歴民のリニューアルのときに考えたいと、一緒に検討したいということでしたので、子供の公園というのは本当に要望も高いし、観光客の方もやっぱりお子様連れの方が見えると大変喜ばれると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。以上です。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 介護保険の費用抑制という観点から、今、国のほうが各自治体における 介護サービス実施というようなことで、在宅指向を中心にシフトしながら介護の費用を抑制し ようというふうに施策を展開しているところでございます。

確かに御存じのように、施設入所等々になりますと非常に1人で高額な費用が発生するということで、在宅することによって低減が図られるという面は多々あろうかというふうに思っております。そういった意味で、在宅でのサービスを引き続き行っていくと。ただ実施主体が市町村が担うという形に変わったということだけと私は理解しておりますので、引き続き今の利用されている方は利用できますし、新たに要介護1・2の方については、施設には行けませんけれども、在宅サービスは利用できるというふうに理解をいたしております。そういったことで、必要なサービスについては今後も同じような形でできるだけ提供していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、JAのほうでございますが、先ほども申し上げましたけれども、JAさんは垂井のファーマーズで取り扱っている商品を移動販売に振り向けるというようなことで考えているということで、当面、生鮮の肉とかいうものは扱わないということでございますので、今後も引き続き機会があれば拡大についてお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、今、長浜の例を挙げられましたけれども、そういう商品の宅配サービス、こういったものにつきましては、やっていただける業者さんがちょっとわかりませんので、町のほうからやりますというんじゃなしに、やはりこれはサービス料を取りながらやっておられる業者さんの紹介だというふうに思いますので、もうちょっと勉強はさせていただきますけれども、そういった業者さんがおれば、そういったサービスもあるということを周知するのはやぶさかではないというふうに思っております。

最後に、遊具の設置といいますか、子供が遊べる場所ということでございます。

確かに当面、遊具は撤去させていただきますけれども、陣場野公園も一応芝生化にさせていただいて広っぱにはなるということで、そこで遊んでいただく分には十分に遊べるかというふ

うに思います。そういった意味で、また遊具等の設置についてはこの後ということになります けれども、検討させていただきますので、陣場野公園は史跡公園ですけれども、遊べないわけ じゃないということだけ御理解いただきたいと思います。以上です。

[5番議員挙手]

- 〇議長(澤居久文君) 再々質問を許します。
- **○5番(田中由紀子君)** 介護保険についてですが、引き続き必要なサービスはやっていきたい という答弁でした。

それで、一時は関ケ原病院がデイサービスをやるということで今回の要支援者の受け皿になるんじゃないかという期待があったわけですが、それがなくなってしまって大変残念なんですが、今後はこうしたデイサービスというのは検討されるのか伺いたいと思います。

先ほど言われましたように、重症化しないように在宅で十分な介護をするという点では私は 異議はありませんが、本当に近所の方も、非常に弱っておられたのにデイサービスに通ってか ら本当にもとのように元気になられて、さすがやなって思っております。そういう意味では、 本当にヘルパーさんやデイサービスでの介護者の方々、非常に専門的な知識を持って介護され ておられるので、そういう視点がどうしても必要だと思いますので、ぜひ引き続き御努力をお 願いしたいと思います。

それから買い物支援についてですが、ぜひ研究したいということでした。

なかなか本当に難しい問題なんですが、やっぱり町内の業者も買い物支援をすることによって生き生きとするというか、商売が繁盛するまではいかないかもしれませんけれども、お客さんにも喜んでもらえるし、業者さんにも喜んでもらえているというような形にしていくのが一番ベターだと思いますので、ぜひともそういう情報を出すような取り組みはしていただきたいと思いますし、また、例えばガソリン代に少し補助を出すとか、そんなようなこともぜひとも検討をしていただきたいと思いますが、お伺いします。

子供の遊び場については、垂井の相川公園がリニューアルされまして、非常に楽しそうに使ってみえました。じいちゃん、ばあちゃんも一緒にベンチに座って、本当に憩いの場という感じで、すぐそばにはトイレも新しくなりまして、非常にいい施設だなと思って見ておりましたが、ぜひともそういういい施設をつくっていただきますようにお願いいたします。以上です。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 病院のほうにおけるデイサービス、これは何度か検討課題にしております。デイサービス事業じゃなしに、やはり病院ですので、リハビリを中心とした取り扱いをしてはどうかとか、いろいろ検討課題にはなっているところでございます。ただ、今、御存じのように、先ほど報告もありましたけれども、指定管理の関係がございまして、そこら辺も含め

て将来どうするかということについては協議の対象にはなろうかというふうに思っているとこ るでございます。

それから先ほど、買い物支援、客も業者も喜ぶというようなことで、ちょっと触れたきのうのテレビでの話で申しわけございませんが、そこは自分らでやると。そのかわり、スーパーで直接仕入れて、それに販売手数料等で10円プラスして売るということで、利用者の方も、わざわざ玄関先まで来てもらえるということで、プラスされても十分オーケーだというふうに喜んで受け入れておられました。ただ、そこの方針が、行政からのサービスは一切受けずにやりたいと。そのほうが制約を受けずにやれるからいいというような、そんな話もありました。そういったことも今後の参考にしながら、ぜひともそういう形の中でいければなと。

ただ、2つ例がありまして、定点で移動サービスをやる場合と個別でやる場合と、個別でやる場合のほうが件数は少ないかもしれんけども売り上げは多いというような報告もございまして、それも一つの参考になるのかなというふうに思ったところでございますので、そういったことも今後の課題と、勉強させていただきたいと思います。

○議長(澤居久文君) これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 楠達男君。

[8番 楠達男君 一般質問]

○8番(楠 達男君) 議長の許可を得ましたので、私は2点について一般質問をさせていただきます。1点目が災害対策についてであります。2点目が関ケ原病院改革についてお尋ねをさせていただきます。

1点目の災害対策についてでございます。

近年、異常気象により、日本各地で豪雪、豪雨による土砂災害、大型台風、地震、竜巻など 予測を超えた大規模自然災害が発生し、大きな被害を及ぼしております。9月10日台風17号・ 18号の影響により、茨城県内の鬼怒川が氾濫決壊し、多数の死者、行方不明者、また家屋の流 失等、甚大な被害が発生をいたしました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げるとこ ろであります。

日本列島は災害列島であり、当町も決して人ごとではありません。繰り返される自然災害から得る教訓を生かし、次の防災に生かさなければなりません。

そこで、以下について執行部の見解を伺いたいと思います。

まず第1点に、大雨、豪雪、また地震等により町内の河川や地域で氾濫、堤防の決壊のおそれ、土砂崩れの危険箇所の調査・把握はされているのか。これまで指定されている箇所、避難場所の見直しや追加は行われているのでしょうか。万一のときの避難誘導、住民への連絡マニュアルは策定されているのか伺います。

2つ目に、高齢者、身障者等のいわゆる災害弱者の名簿把握、安否の確認方法、避難支援計

画は策定されているのか伺います。

3つ目、現在停止中の福井県内の原発の再稼働の動きがあります。原発事故を想定した訓練がこれまで今須地区などで実施され、今後も必要と思いますが、計画はあるのか伺います。

関係して、安定ョウ素剤の備蓄はどれだけ確保されているのか、万一のときの配付方法など マニュアルはあるのか伺います。

4点目、9月1日の防災の日にあわせて開催をされている町主催の防災訓練は、形式的な訓練となっていないでしょうか。いざというときに生かせる実践的な訓練を検討すべきだと思います。例えば関係者の非常招集訓練やAED訓練、あるいは自主防災組織の参加も今後検討されてはどうでしょうか伺います。

大きな2つ目、関ケ原病院改革について伺います。

現在、関ケ原町の地域医療を考える委員会の提言を受けて、指定管理制度導入に向けた協議が続けられております。病院は言うまでもなく、町民の命と健康を守るとりでであります。しかし一方で、毎年大幅な赤字経営が続き、町からの多額の財政投入がされております。しかし、それも今や限界となってきております。このままでは町財政の屋台骨を揺るがしかねないところまで来ていると私は認識しております。

そこで、開設者としての町長にお尋ねをいたします。

まず第1、協議先との交渉はいつをめどと考えておられるのか。協議は既に半年近くなり、 進展なく交渉だけが続けば、改革そのものが先送りとなり、町民にとって決してためにならな いことは明らかであります。もし指定管理とする場合、移行時のいわゆる初期費用及び移行後 の管理委託料等の財源はどのように確保されるのか伺います。

2つ目、改革は、現場の医師、看護師、病院職員の意識改革と協力なくしてできません。現在の経営状況や改革に向けた方針の説明、また現場としての意見、提言を吸い上げることも必要だと考えます。その時期、方法などどのように考えておられるのか伺います。

最後に、町民、そして自治会に対する説明会、町民の合意形成のための例えば広聴会等の開催も必要と考えますが、見解を伺います。以上であります。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) それではお答えをさせていただきますが、初めに、先般の常総市の鬼怒川の堤防決壊等による災害の被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。この災害を対岸の火事とせず、避難対策の充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それではお答えをさせていただきますが、最初に、土砂崩れの危険箇所の調査・把握はされているのかということにつきましては、岐阜県が町内の106カ所を土砂災害警戒区域等に指定

いたしており、当町としても、土砂災害ハザードマップの作成時において地域住民と協力して 危険箇所の把握に努めており、台風等による大雨警報時には、道路冠水等の発生しやすい場所 の巡回に加えましてパトロール対象といたしているところでございます。

次に、避難場所の見直しや追加は行われているのかということにつきましては、従前まではほとんどの公共施設を避難所といたしておりましたけれども、昨年10月の災害対策法の改正に伴いまして、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための避難所を区分して指定いたしました。あわせて、耐震性や立地条件など避難所として適さない施設を除くというような見直しも行ったところでございます。

次に、住民への避難誘導、連絡マニュアルは策定されているのかということにつきましては、 まず、地元と協議して作成し、各戸配布及びホームページで掲載してあります土砂災害ハザー ドマップというものがございます。この中に避難経路や伝達方法を掲載いたしております。ま た、避難勧告等発令時の避難所開設や避難誘導等については、災害時職員対応マニュアルとい うものがございまして、これに基づいて実施することにしております。

また、災害弱者の名簿把握、安否の確認方法、避難支援計画策定についてですが、平成22年に策定されております関ケ原町災害時要支援者避難支援プランに基づき、要支援者名簿と個別計画を作成いたしております。この個別計画の中でそれぞれの避難支援者を指定していただいておりますので、その方が援護者と連絡をとり、避難を支援することとなっております。また、避難支援者を指定できない方につきましては自治会長や自主防災組織の支援を依頼することといたしておりますが、日ごろから地域のきずなを大切にしていただきまして、このような場合においては地域住民みんなで避難支援等に当たっていただければ幸いというふうに考えております。

次に、原子力防災訓練の今後の計画でございますが、ことし4月の原子力防災対策指針の改正によりまして、30キロメートルの範囲外の自治体における原子力災害特有の事前対策の必要性についての部分が削除され、明確な方針が示されなくなっております。これらの指針改正に伴いまして岐阜県の対策計画の見直しが行われておりますので、今年度につきましては訓練を見合わせることといたしております。岐阜県独自の対策の指針が決まり次第、新たに行われる訓練には参加することといたしております。

安定ョウ素剤の備蓄につきましては、岐阜県が備蓄をいたしておりますが、関ケ原町として も独自に関ケ原病院のほうで3,000錠程度を備蓄いたしております。安定ョウ素剤の配付・服 用につきましては、原子力規制委員会が必要性を判断し、岐阜県原子力災害対策本部が指示を 出すことになっておりますため、その指示に従って行うこととしております。

次に、防災訓練のメニューについてでありますが、形式的な訓練も確かにございまして、改 革も求められているのは承知しておりますが、一般町民に対する啓発という観点からは、ある 程度の効果があるというふうに思っております。そのようなことでございますので、御指摘のような自主防災組織に重点を置いた訓練メニューなど、実践的なものも導入を検討してまいりたいというふうに思っておりまして、今後、より効果のあるものにしていきたいというふうに考えております。

次に、病院改革についてでございますが、病院の指定管理の導入の交渉につきましては、9月14日の病院改革特別委員会で御説明させていただきましたように、現在は事務的な協議及び交渉を月2回から3回程度行っております。今後、回数をふやしまして、来年の秋ごろをめどに指定管理に移行できればというふうに考えているところでございます。また、指定管理に移行する場合、町の財政の許される範囲での委託ができるような交渉を重ねてまいりたいというふうに考えております。

職員への改革に向けた説明方法については、指定管理の是非の方向性が決まり次第、職員に 説明し、個別でヒアリングを行い、今後の病院の方針の説明や、今後の職員の意向等の確認を 行うことと考えております。

次に、住民への広聴会、説明会でございますが、現在検討中の指定管理の方向性が決まり次 第、職員の説明会を行った後に、協議先の団体に来ていただきまして、自治会にも協力をお願 いして説明会を開催したいというふうに考えているところでございます。以上です。

[8番議員挙手]

- 〇議長(澤居久文君) 再質問を許します。
- ○8番(楠 達男君) それでは再質問させていただきます。

まず災害対策であります。

私、これまでも幾度となく一般質問させていただきまして、あえて今回もさせていただきました。その理由は、認識は皆さん一緒だと思いますが、今回の常総市における行政としての対応に非常に私は問題があったと。これは新聞やテレビのニュース等でも指摘をされていますけれども、今町長が答弁されました一定のマニュアルとか計画とか避難誘導計画というのは、どの市町村でも当然ありますけれども、そのことが結果にしろ穴があいていたと。例えば避難誘導も、一番堤防が決壊した間近の町内ですか、何とかという町内が一番決壊で被害が大きかったんですが、逆にそこが行政からの避難誘導が一切なかったということで、市長がインタビューで陳謝されていましたけどね。

つまり申し上げたいことは、想定外の災害が日本各地で今頻発している。それに対応した行政マニュアルが本当に見直しされたり、あるいは、後でまた言いますけれども、訓練の中でそういうことが教訓化されて生かされているのかということが非常に危惧するわけであって、大事なのはやっぱり町民の安全、あるいは命だと思うんですね。そのために、やはりマニュアルについてもしっかりと見直すところは見直す、あるいは追加するところは追加する。

例えば常総市の例で言いますと、河川の氾濫とか堤防の決壊がありましたよね。町内でそういう危険箇所、あるいは危険な河川はないのかどうか、お尋ねをもう一度させていただきたいと思います。

それから避難箇所の指定についても、近々に見直しをされて改善はされていると思いますが、例えば常総市の市役所が避難場所になっていて町民の方が200人ぐらい避難されてきた。しかし、そこが浸水しちゃってどうしようもないということがあったわけであって、これについてもその教訓を生かすという意味では、もう一度、今回の大雨なんかの教訓による指定箇所の問題点、あるいは備蓄の例えば食料品だとか、あるいは生活用品の備蓄について本当に十分なのかということもぜひチェック・検討していただきたいと思います。

それから、これは個人情報の関係があって、常にそこがネックになるんですが、身障者とか高齢者の方の支援、あるいは救護のマニュアルについて、そこがネックになるというのがあります。ただ、私は、相手の同意を得た上で、一定の自治会長さんなり民生委員なりがそれぞれの町内の身障者の方、高齢者の方の情報を把握することは当然だと思うんですね。そのことまで個人情報だから介入できないということは私はおかしいと思っているんですけれども、そういう意味ではもう一度、一番やっぱり災害のときに困るのは身障者、あるいは高齢者の方だと思いますので、そこに行政がやっぱり力、もちろん地元の支援も必要でありますが、その支援計画について、あるいは安否の確認方法について伺います。

これも常総市の例を言いますと、これもニュースでの情報ですが、行方不明者が15人と当初あって、その後ゼロになった。これは2日も3日もたってからそういう情報がわかったわけですね。事前にそういう住民一人一人の特に高齢者、身障者の情報を行政がつかんでいれば、もっと早く行方不明の問題についても把握できたんではないかと思いますし、これは行方不明者が元気だったということがわかったからいいんですが、逆の場合は大変な事態ですよね。そういう点で、改めて災害弱者対策というものも見直しをしていただきたいと思います。

それから原発事故に対する安定ョウ素剤の話、町長の答弁で3,000という話がありましたが、3,000人分ということですか、これは。もう一度伺いたいと思いますが、これは何を基準にして3,000という数字が出るのか。町内の人口は今7,600人ぐらいですね。半分以下ということでありますが、この3,000の根拠について伺いたいと思います。

それから防災訓練について、確かに住民に対する意識の啓蒙ということはもちろんありますが、同時に、先ほど言っていますように、各地で頻発している自然災害に対してもう少し実践的な訓練、というのは、この前のは私も参加させていただきましたけれども、こちらで例えば砂袋に砂を入れる訓練をやっている、こちらでは初期消火をやっている、こちらでは社協が災害ボランティアセンターの活動をやっているということがあるんですが、それが総合的にそこに参加された方がどこで何をやっているのかということがよくわからないわけですよね、まず

は。

だから、やっぱり総合指令所みたいなものがあって、今こういう訓練をやっているのでこういうところに皆さん注目してくださいとかいうことも私は必要だと思いますし、災害はそれこそ場所・時を選びませんので、特に町職員に対する、あるいは議員も含めてですけれども、病院の職員の皆さんも含めて、とりわけ関係機関の職員の非常招集訓練というのはぜひやっておかないと、いざというときに役に立たない。職員だって被災する場合が当然あるわけであって、非常招集をかけたからといって何人集まるかわからないわけですよね。そういう点でのやっぱり実践的な訓練、あるいはマニュアルということも私は絶対に必要だというように思います。

それから、病院の問題について伺いたいと思います。

今、精力的に指定管理に向けて相手先と協議をしているということであります。町長のお考えは、来年の秋の移行を目指しているという答弁でありました。当然、移行するには一定の準備期間が必要です。そのためには町との契約書も当然必要でありまして、そういうタイム的なことを考えますと、恐らく私は今年度中には、もし協議が調えばですよ、協議の契約書なりということが必要だと思うんです。そんなに残された時間は決してない。来年の秋ということじゃなくて、むしろことしじゅう、あるいは来年の早い時期までに一定の結論、協定を結ぶ、あるいはできないという結論を、私は開設者として町長は判断を迫られると思います。

そういう点で、町長の決断なり決意なり覚悟というものをもう一度伺いたいと思いますし、 それから、何よりも大事な町財政、その前に町民の健康・命をどう守るかということだと思う んですね。そういう点では時期的な問題もありますし、一定のところで判断をしながら、いず れにしたって、どういう経営形態にしろ、今の病院の改革は待ったなしの状況でありますから、 やっぱりメスを入れるところはメスを入れながら、少しでも町民にとって有利な形で、あるい は町財政もにらみながら病院改革をぜひ、これは町民、そして議会、あるいは町が一体となっ て進めるべきだと思っております。

今年度の決算では2億円を超す赤字決算という状況でありまして、いつまでも一般財政から 投入はできないということも明らかでありますから、一定の見切りというか、判断ということ は当然必要になってくると思います。

それから費用の問題ですね、やっぱり財源をどう確保するかということも見通した上で相手 との協議を進めていくことは当然でありまして、先ほどの町長の答弁ではちょっと一般論に私 は認識しておりますので、もう少し具体的に考え方について伺いたいと思います。

それから現状について、病職員だけでなくて、町民の方に対する情報開示というか、情報公開というか、あるいは御意見を伺うということ。これは、病院改革を進めるのは町、あるいは議会だけでは当然ありませんので、やっぱり現場の医師、看護師、あるいは職員、そして何よりも町民の方の理解と協力がなくてはできないわけであって、その意味では非常に情報公開が

私はおくれているんではないかと。

ただいまお聞きしましたら、病院職員に対する説明会なり情報公開しているという話でしたが、いつされましたか、それは。あるいは、どういう方を対象に、全員の職員を集めて、医師も含めて全員を集めた場でやられたのか、それとも一定の幹部職員だけにされたのかということも伺いたいと思いますし、それから今後のそういう説明会なり、病院の現場に対するね。あるいは意見をいただくというような場は設ける気があるのかどうか。あれば、その時期、タイミングについて伺いたいと思います。以上です。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) ちょっと数が多かったので、抜ける部分があったらまた御指摘をいただければというふうに思っております。

常総市の場合のことを言われましたけれども、確かに常総市もきちんとした災害対策マニュアルをつくって準備はしておられたと。ただ、予想外、想定外の災害であったがために、必要な指示をするということよりも、ほかのほうに気が行ってしまって、そこら辺の周知が抜けたというような報道がされておりましたけれども、確かにパニック状態になるというのはあり得る話だというふうに思います。日ごろからそういったことを想定しながら、誰かやっておるだろうということじゃなしに、全体の中でそういう行動ができるような意識づけというものを今後も図っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、議員もおっしゃいましたように、災害の種類とか規模というものをあらかじめ想定してそれに対応するということは確実にできるわけじゃございません。そういったことで、どんな形態の災害が起きてもそれに対応できるような、そういったふだんからの心構えというのは非常に難しいという面があろうかと思いますけれども、行政としての役割ということを認識しながら努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、町内の河川の危険な場所ということでございますけれども、町内の河川につきましては、ほとんどがいわゆる掘り込み構造といいますか、谷というような状況のものがほとんどでございまして、いわゆる堤防で支えられている地域というのは簡単に思い浮かびませんけれども、強いて言えば祖父谷の付近の平井川が堤防に支えられておるかなという気はいたしておりますけれども、ほかにはほとんどないというふうに思っております。そういった意味で、河川の堤防の決壊等による被害というものは本町内では余り想定はされてないというのが現状でございます。

それから、そういった意味での避難の指定場所の見直しというものも、先ほども申し上げま したけれども、施設規模とか内容等に応じて見直しをさせていただいておるということでござ います。あらかじめ台風とかの直撃が予想されるという場合の事前に避難ができる場合と、そ れから大規模地震みたいに、家屋等が被災されたがために後から避難する場合と、そういった 2つの想定をする必要があろうということで、今回そういう見直しをさせていただいたところ でございます。それにつきましては、また個別の箇所についてはお調べをいただければありが たいなというふうに思っております。

それから、避難箇所が今回のように浸水してしまったというようなこと、これは多分想定以上の水害だったということであろうかというふうに思いますけれども、そういった中で、やはり備蓄されている避難救援物資の保管場所、こういったものにつきましては、今まで想定しておりませんでしたので、いま一度見直しをしてみたいというふうに思っているところでございます。

次に、個人情報の要支援者の把握についてでございます。

介護関係で要支援者と把握している方につきましては、町のほうから災害時における避難についての要望を全て聞き取っております。その中で、私はお願いします、私は要りませんというような回答をいただいた方のうち、「お願いします」という方については氏名等も表に出すということを了解の上で対応するよというふうにいたしておるところでございます。ただ、逆に、私は要りませんと断られた方については、これは情報も公開できませんし、援護者のほうへお願いすることもできません。そういった場合についての対応というのは、やはり地域で、あそこの家のあの人は寝てみえるよとか、そういう地域での対応をお願いするしかないのかなというふうに思っているところでございます。

それから避難情報の把握につきまして、全ての人の把握というものは、どこに避難しているかというのを事前に把握するのは非常に困難だというふうに思います。今回の常総市の場合のように、とんでもないと言ったら失礼ですけれども、想定以外のところで避難してみたり、親戚のところへ避難してみたりというようなことで、本人は何とも思っていなくて行政のほうが行方不明だと騒ぐ場合、こういうのは多々あろうかと思います。そういった場合においても、やはり近隣の方等の情報を得ていく、そういった作業が必要になろうかと思いますので、今後とも把握方法については研究させていただきたいと思っております。

次に、ヨウ素剤のほうですけれども、これは3,000錠ということでございまして、いわゆる 1,500人分でございまして、県のほうで配付するのは年齢が一応13歳ぐらいまでということで、それ以上の人については一応県のほうは配付の予定はしていないということでございますので、町としては、それ以外の対象となっていない方の分を想定して、用意をさせていただいたというところでございます。3,000錠は約1,500人分ということで、1人1回2錠というふうになっているそうでございます。

それから防災訓練の内容でございますけれども、これはやはりおっしゃるように、実践的な 部分というのはある程度のところは必要であろうかと思いますけれども、先ほども出ておりま すように、災害というのはどんな種類が出てくるかわからないということでございますので、 いろんなケースを想定しながら、一遍にはできませんけれども、毎年種類を変えるとか、そう いうことを検討しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

ただ、防災訓練のときに来た住民に対して今は何をやっているかというような説明アナウンス、これはやっております。今こういう指令が出たとか、こういうことをやっていますという説明アナウンスをしながら防災訓練を進めておりますので、またこの次のときにでも御確認をいただければと思います。

それから職員に対する防災訓練ですけれども、去年も非常招集訓練をやっております。確かに町内の職員は速かったんですけれども、町外の職員は非常に成績が悪かったというのはあります。ただ、そういう中でもやはり一生懸命駆けつけてくれたというのが現状でございますので、そういったことで、今後も抜き打ちで訓練はやりたいというふうに思っているところでございます。

それから、各自治会とか自主防災組織等におきましても、防災訓練であるとか、AEDの訓練であるとか、避難訓練であるとか、そういうことをやっていただいておるようでございまして、消防署のほうからも指導に参っているということでございます。

それから病院のほうでございますけれども、これは早くて来年の秋をめどにできないかということで考えておりますけれども、今やはり町の一般財源における財政状況、これと向こうの思いというところで交渉がなかなか進まないというのは報告したとおりでございますけれども、いずれにしても、やるかやらないかという決断はできるだけ早い時期にしなければならないだろうというふうに思っておりますが、その時期は私としてもまだ決めているわけではないということで、今後、交渉の経過の中で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

また、財源等の確保についてもその経過の中でやっていくことでありまして、今こんだけの 金を用意できるとか、そういったことも財政当局と相談の材料とさせていただいているという ことでございますので、今、幾らとか、そういうことが確定している段階ではないということ でございます。

それから、住民の方とか職員に対する情報開示の問題につきましては、これは当然やらなければなりませんけれども、必要な時期にやっていくということでございまして、交渉段階からああだこうだということを出していくということは考えておりません。ある程度の方向性が決まった段階ということになろうかというふうに思っておりますので、その点は御理解を賜りたいと思っております。

病院職員についての説明も同じようなことで、現在の財政状況についての説明会と取り組み 状況については病院のほうでもやりますけれども、決まるとか、どういう状況でこういう形に 変わりますということにつきましては、やはりある程度の方向性が決まった段階できちんとや らせていただくということになると思います。

[「答弁漏れで、病院の現場の方に対する説明会はされたのかどうですかということ、それから対象は幹部だけなのか全職員にやられたのかということを伺ったんですが」と8番議員の 声あり]

病院職員に対する説明でございますが、最近はやっておりませんが、指定管理の取り組みを 始めるといったときに集まられる職員を集めまして、私のほうから指定管理に向けた取り組み を始める説明、経緯、それから今の病院の抱えている財政状況等の説明はいたしております。

〇議長(澤居久文君) 再々質問を許します。

[「結構です」と8番議員の声あり]

これで8番 楠達男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時17分 再開 午前10時30分

○議長(澤居久文君) それでは、休憩前に続きまして一般質問を再開いたします。 続きまして、1番 谷口輝男君。

〔1番 谷口輝男君 一般質問〕

〇1番(谷口輝男君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。 初めての一般質問ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問項目ですが、私は、関ケ原病院についてということでお伺いいたします。

関ケ原病院につきましては、議会において毎回のように再三再四質問が行われておりますが、 今回もありましたけれども、あえて情報の共有を含め質問させていただきます。

昨年度設置されました関ケ原病院の経営改善に向けての関ケ原町の地域医療を考える委員会において、町長に提言が行われました。その中で、議会の総意としましては病院は必要だが、 町財政の健全があっての関ケ原病院であり、町財政を第一に考慮すると意見しております。

今、町財政の厳しい中、関ケ原病院の平成26年度の純損失は2億2,557万7,000円となり、欠損金の総額は17億7,253万7,000円にもなっております。今議会でも、病院の経営に必要な現金の不足により、1億円の一般会計から追加の繰り入れ補正予算が行われております。

このような状況にもかかわらず、委員会の3つの提言の中の指定管理の協議、総合医の研修、包括医療等の検討を行うには、時間がかかるばかりであり、現在の病院規模の状態のままで収入増を見込むことは厳しいとの提言もあります。

そこで、すぐにでも不採算部門等でも取りかかれるところから診療体系を改善していくつも りはないのか伺います。

また、提言の一つの(仮称)関ケ原病院を支える住民の会の結成についてのアプローチは行

っておられるのかどうかを伺います。

また、関ケ原町病院事業管理規則第7条の2に、副院長以外に必要に応じて院長補佐官を置くことができ、職員または雇員をもって充てるとありますが、副院長と同等の職責に職員または雇員を、どういう理由で、どういう立場で、またいつまで必要なのかを伺います。以上です。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) それでは答弁をさせていただきます。

まず不採算部門等の診療体系の改善についてでございますけれども、現在、常設の診療科の中では、歯科の廃止については検討課題といたしております。歯科につきましては、以前よりは患者数、収入ともふえてはおりますけれども、人件費、材料費等の経費が収入を超えるという状況が続いておりますので、町内の歯科医院の医療環境、現在治療している患者の状況や入院患者の口腔ケアのあり方等を考慮しながら、どのような形に持っていくのがベターかということを検討している最中でございます。

また、提言の一つの(仮称)関ケ原病院を支える住民の会の結成につきましてアプローチを 行っておられるかということでございますが、現在検討中の指定管理の方向性が決まり次第、 住民主体による運営としてお願いしたいというふうに思っております。それ以前にもやってい ただく分には、非常にありがたいと思っているところでございます。

次に、院長補佐官の雇用につきましては、関ケ原町の地域医療を考える委員会の中で、伊関 先生からも、病院の事務長や看護部長が退職していくが、病院のいろいろなノウハウが理解で きる職員が育っていないという御指摘もいただいており、病院事務のアドバイザー的役割を担 っていただくために、再任用ではなくて、非常勤の職員として残っていただいたものでござい ます。現状では、今行っています指定管理等によります経営の状況のめどが立つまでは、院長 補佐官としての職責に当たってほしいと考えているところでございます。以上です。

[1番議員挙手]

- 〇議長(澤居久文君) 再質問を許します。
- **〇1番(谷口輝男君)** それでは再質問させていただきます。楠議員さんとの質問でかぶる部分 があると思いますけれども、再度確認ということでお許しを願いたいと思います。

病院の指定管理につきましては指定管理ありきのように思われますが、また先ほど財源の許される範囲でと言われましたけれども、現在の一般会計繰出金以上の多額の資金が委託料に必要でありますし、それに加えて町費負担が必要以上になるというような話もございます。また、病院規模のスリム化改革案が出ているようでは、指定管理のメリットはあると思われますか。指定管理制度を生かせないのではないでしょうか。どう考えておられるのかを伺います。

これも同様に質問されたと思いますが、念を押すということで、昨年12月の一般質問の議会

答弁では、すぐに不採算部門の診療科を切り捨てるのではなく、経営改善の取り組みを進めて まいりたいと。その中で、歯科についても、診療を受ける中でたちまち廃止するのではなく、 改革を大胆にできるか検討の猶予をいただきたいと答えてみえます。今回もまた検討するとい う答えでございます。

またその後においても、病院の最高責任者として院長は所掌する事務を掌理し、職員を指揮 監督しとある中で、一向に改善策すら何も手をつけていない。数字にもあらわれていないと私 は思われます。委員会の提言でも、現在のままでは限界があると言われております。先ほどの 指定管理も来年の秋と言われましたが、そんな悠長なことを言っていられる状況かどうかとい うことを伺います。

さらに、今回議会において1億円の補正ですけれども、前年度以前の一般会計からの8,000 万円の一時借入金を返すのみで終わってしまいます。これでは一時的な資金繰りすらできない 状況であり、現金がなければまた一時借り入れを行うという繰り返しで、そのたびに一般会計 の繰出金で対応することになってしまいます。その一般会計の基金残高の内訳を見ても苦しい 財政事情であり、いずれ町が現金も出せないことになったとき、どうされるのか。町あっての 病院ではないのか。どう思われていますか伺います。

また、このような状況で現在はどうにかして病院職員に給与を支払っていますが、本当に病院に現金がなくて給与も支払われない等の状況が起きることもあり得ます。今さら病院職員に説明するという段階ではないと思いますし、このような危機的な状況を町長は病院職員全員が把握し、理解し、危機感を持っていると思っておられるのかどうかを伺います。

次に、関ケ原町の地域医療を考える会の提言書を見ると、1日平均患者数、1日平均外来患者数のデータが棒グラフであらわされております。入院患者においては、平成19年までは150人前後で続いておりました。平成20年からは坂道を下るように5年で100人まで減少しています。同じように外来患者数におきましても、平成19年以前は少しずつは減少しているものの、平成20年度以降は減り続ける一方で、5年間で140人減少という、その間一度も前年の数値も維持できていないというデータがあります。町の繰入金の額においても、町から見れば繰出金ですけれども、平成20年度以前は1億5,000万円前後で推移しておりましたが、平成21年度以降、2億5,000万円から2億8,000万円に膨れ上がっています。このデータを見ると、19年度を境に激変しています。このことについて町長はどう分析して、どう見て、どう思ってみえるのかを伺います。

また、院長は既に病院職員に対して病院の会議において勤務延長する旨伝えているとのことですが、昨日の特別委員会でも、定年だからさようならなんですが、頼まれたので残るんだと言っておられました。やはり院長の人事なので当然町長が頼み込んだものと思いますが、指定管理制度の検討もある中で、なぜか伺いますか。

続きまして、関ケ原病院を支える住民の会につきましては、楠議員の内容と一緒ですけれど も、ただ、他の公立病院の例で言うと、逆に病院を廃止の方向へ向かっていったこともあり、 発足については慎重にお願いしたいと思います。

次に、補佐官についてですが、雇員、すなわち臨時職員であるならば、補佐官という職責、 補職名を充てるというのは妥当なのか。定数にカウントされる職員に対して補職名はつくので はないか。総務課長はやってみえたのでよく知ってみえると思いますけれども、定数にカウン トされる職員に対して補職名はつくのではないのか伺います。

また、そのために、先ほど言われましたけど、再任用職員とか短期任用つき職員制度がある のではないか伺います。

また、今回、臨時職員取扱規程の職種には補佐官という名前が規定されていないが、それに ついてはどうなのか伺います。

また、院長の補佐官という立場であれば、医療行為的なもの、経営的なもの、職務全てだと 思われますが、副院長と同等の権限を持つものなのか。後継者が育っていないとのことですけ れども、引き継ぎ的なものであれば、補佐官という職をつくってまでして、別にそこまでこだ わることはないと思われますが、何か特別な理由でもあるのかどうかを伺います。以上です。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 随分ちょっと細かいところに入っておりましたので、答えられる範囲で答えさせていただきたいというふうに思います。

指定管理につきましては、指定管理ありきでおるんじゃないかという御指摘でございました。 私としては、やはり前々から申しているように、町の一般会計、財政がきちんと回るというこ とが大前提で、その上での指定管理の移行であるというのは十分に認識しているところでござ いまして、そのために、向こうからの数字等の提言があっても、一般会計で十分に回れる見込 みがないということで、まだまだ水面下での交渉を続けていただいているということでござい ます。

そういった中で、歯科につきましても前々から検討課題となっておりますが、まだ結論までは至っていないということでございますが、これもいつまでもほかっておくわけにいかないというのは十分に認識しているところでございます。

そういった中で、やはり病院改革もやらなきゃいけないという音頭はとっておりますが、それに対する数字的な効果というものはあらわれてきていないというのは御指摘のとおりでございまして、まことに申しわけないというふうに思っております。そういった中で指定管理という問題が出てきまして、対応について検討させていただいておりますけれども、御指摘のように、ずるずると時間ばかり消費しておるのはいけないというのは十分に認識しておりますので、

先ほど楠議員にも答弁させていただきましたように、来年の秋、もし指定管理のほうへ行くのならば来年の秋にはスタートできるような、そんなふうに交渉を進めるのが必要ではないかというふうに思っているところでございますが、先ほど来何回も言っておりますように、町の財政的な面というものも非常に大きなウエートを占めておりますので、そこら辺のことを勘案しながらやっていかなければならないというふうに思っているところでございまして、いずれにしても、指定管理をしたから町の財政が楽になるということはありませんけれども、その先において楽になっていくのか、現状のままやっていけるのかというようなことも検討をさせていただいて、比較考慮の上、決めていきたいというふうに思っているところでございます。

病院の資金繰りが非常に悪いということは、今回の補正予算でも出しているとおりでございまして、前々からどうするんだというようなことで、いわゆる自転車操業的な面が非常にたくさんあると。これは何とかしなきゃいけないというのは十分に認識しておりますけれども、今たちまちに特効薬的な効果が出るようなものはないということで、苦慮いたしているところでございます。

そういったことで、職員には病院の状況につきまして病院の中で幹部会等を行うときに説明をしてくれるようにお願いしておりますし、私も以前は言ったことがあります。ただ、26年度の決算についての状況の説明というのはまだ行っておりませんので、機会があればする必要があろうというふうに思っておるところでございます。

病院の職員にも危機感があるのかということにつきましては、全てに聞き取りをしたわけではございませんが、危機感を持って取り組んでいる職員もおると思いますし、まるきりそのことについては考えてない職員もおろうかと思います。そこら辺についてはまだ私としては把握をしていないということで、今後においては説明会が全員に行き渡るように配慮してまいりたいというふうに思っております。

それから、入院患者数等が右肩下がりであるということで御指摘を受けました。確かに数字上は非常に厳しい右肩下がりが続いております。これにつきましては、医師の数に比例して減っているという現状もございます。そういう中で、医師が今、臨床研修医制度が入ってからどんどん減っていくということでの医師増というものを求めながら病院の維持を図ろうとしておりますけれども、やはりそれには追いつけてないというのが現状でございます。そして、町内だけでなく、昨今話題になっております人口減少という問題も、その問題に拍車をかけているのではないかというふうに思っているところでございます。

病院としての取り組みの中で、例えば透析を以前はやっておりませんでしたけれども導入するであるとか、取り組みをいろいろと考えてはおりますけれども、なかなか成果が上がってないという状況でございまして、そこら辺についても今後も引き続き努力をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういった中で、繰り出しがどんどんふえているということでございます。確かにふえておりますし、病院の資金繰りも、先ほど来申し上げているように、非常に資金繰りが厳しいという状況でございまして、一般会計のほうからはもうこれ以上際限なく出すことはできないというようなことも言っております。そういうことでの病院改革を早急にやらなければならないということでの取り組みを今しているところでございますが、一朝一夕に結論が出るという話のものではございませんので、その点は御理解を賜りたいというふうに思っております。

病院長の定年につきましては、関ケ原病院の地域医療を考える委員会におきましても、伊関 先生からも、やはり今、病院長としての職責を今後もきちんと果たしていただかないと改革も 進まないのではないかというような提言もございまして、今たちまちに病院事業のほうのトッ プとしての職責というもので継続して取り組みをしていただくようにお願いをいたしていると ころでございますが、あの先生が私は定年だからというような開き直ったような言い方をされ ますのは、これはちょっと語弊があったのかなというふうに思っております。そういった中で、 今後も病院の改革に向けての取り組みのリーダーとして取り組みをしていただきたいというふ うに思っております。

それから補佐官については、確かに御指摘のとおり、公式な制度上に補職名とかそういうものがあるわけではなしに、今回、規則の中のその他業務に必要な臨時職員を入れるということで置かせていただいたということでございますが、置かせていただいた理由は、先ほども申し上げたように、病院スタッフが非常に数少なくて、病院のいろんなことについての諸事情を知っている職員が少ないということから、事務におけるアドバイザー的な役割、当然医師ではございませんので副院長というような肩書と同等と間違えられたら困りますけれども、事務的な面でのアドバイザーということでの役割をお願いしたということでございまして、それ以上でも以下でもないというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、今、病院の職員がずうっと固定されてきているというようなことも弊害の一つであろうかというふうに思っておりますので、今後、今の指定管理の問題がどうなるかによってその後の対策というものはしていかなければならないことになる可能性があろうというふうに思っているところでございます。ちょっと抜けたら済みません、指摘をいただきたいと思います。

- 〇議長(澤居久文君) 小林事務局長。
- **〇病院事務局長心得(小林好一君)** 町長からの一応指示で全部動いていますし、病院だけでやっていく、指定管理じゃないふうにやっていくということは、今のところそういう反対の意見は出ていません。

〔1番議員挙手〕

- 〇議長(澤居久文君) 再々質問を許します。
- ○1番(谷口輝男君) それでは再々質問させていただきます。

今も来年の秋までにというような形で言われましたけれども、来年の秋までにまた現金がどんだけ必要になると思いますか。何回も言っていますけど、やはり並行して多少、多少というよりか、何でもいいので手のつけられるところからやっぱりやるべきだと思うんですけど、そんな余裕がありますか、本当に。1億円、2億円、3億円の、4億円どんだけ出ているんですよ。せめて何千万円でも削ってほしいですよ。一般会計では予算査定するのに、工事を1,000万円切るとか2,000万円切るというような、そんなことをやっているんですよ。それが病院へは1億円、2億円が簡単に行くんですよ。そんなことでいいんですか。やっぱりちょっとでも何か手をつけてほしいと思うんです。それは町長も多少理解してみえると思うんですけど、わかっておってこれを言うのも大変だと思うんですけれども、ちょっとお願いします。

それからもう1つ、先ほどの患者数のデータですが、たしか今の院長が就任したのは平成19年だと思いますが、町長はそれに対して相関関係をどう思っていますか。再質問では言わなかったんですが、医師の数についても、19年には14人だったのが22年には9人、23年には8人、これはちゃんとここに出ています。研修医制度と先ほど言われましたけど、それは平成16年度以前の話です。

また、引き継ぎについてですけれども、公務員というのは、やはり職員には、技術職とか専門職とかは別として、人事異動というのがあるんですね。全然知らない分野のところでも仕事をこなしていかなければならないし、世代交代もありますよね。これはいつまでこういうのを引きずるとか、そういうものの考え方をちょっと町長にお尋ねしたいと思います。

もう回答だけですので最後に聞きますけれども、最終的には今後の病院の行く末につきましては全て町長がはっきりと決断して、大なたを振るようなことを指示していかないと、もう先が見えてきます。どう考えていますか、最後に今後の意気込みを伺います。以上です。

○議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 来秋までに時間的な余裕はほとんどないと言われております。確かにそのとおりでございますので、何とかしなきゃいけないというのは思っております。

そういう中で、歯科のほうも先ほどちょっと触れましたけれども、事務局のほうとはその対応、やり方については今検討を一緒にさせていただいておるということでございまして、できるだけ早い時期に結論を出して、ちょっとでも来年度に向けて助かるような方向に行きたいというふうに考えているところでございます。

そのほかの部分におきましても、やはり前の地域医療を考える委員会の指摘もございましたけれども、関ケ原病院においては削れるところはもうほとんど削ってあるということで、営業をふやす方向で考えるか、ばさっとやるかというようなことで考えるしか、内部での改革というのは非常にもう苦しい状況に追い込まれているという御指摘がございました。そういった中

で、やはり何回も申し上げますが、厳しい状況の中でも何とか病院に頑張っていただいてやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。地域の医療という住民の方の安心という面も非常に大事でございますので、そこら辺も考え合わせていかなければならないというふうに思っております。

それから、院長が就任されてから減っているという相関関係があるという御指摘でございますが、これについては私もそこまで把握はしておりませんが、確かに数字上といいますか、医師の数の先ほど言いましたように連動と同じような形で右肩下がりになっているということでございまして、関係があるのかないのかと言われると、正直わからないというのが答えでございますので、申しわけございませんが、御理解をいただきたいと思います。

それから人事異動に関しましては、やはり今、指定管理という話の中で、決まった場合には 今の交渉相手先が職員等の配置等も検討するというふうに聞いておりますので、今たちまちに 人事異動どうのこうのというときではありませんが、もしこの話が決裂いたした場合には、何 らかの方法で病院改革に取り組まなければならないということになります。例えば単独でとい うような話になったときには、それなりの要員等の確保もしながらやらなければならない状況 になるんだというふうに思っておりますが、今は指定管理のほうの交渉の経緯をちょっと見な がら進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、いつまでもずるずるずるずるとしておるんじゃなしに、いつかは決断の時期が来ると。御指摘のとおりだというふうに私も理解いたしておりますし、いつかはそのような決断をするときが来るというふうに覚悟いたしております。その中で、やはり将来に向かって間違った決断を拙速にしたくないというのも事実でございます。多くの資料、また情報も把握しながら分析して、自分なりに決断を出すというような時期が来ようかと思っておりますので、そのときには皆さん方の御理解もお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(澤居久文君) これで1番 谷口輝男君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 川瀬方彦君。

[9番 川瀨方彦君 一般質問]

○9番(川瀬方彦君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、 先ほどの8番議員とちょっと重複する箇所があるかと思いますので、御了承のほどよろしくお 願いをいたします。

私は、危機管理体制について質問させていただきます。

近年、日本国内において異常気象が起きています。50年に1度あるかないかの災害で、甚大なる被害が先日も関東地方、東北地方で起きてしまいました。関ケ原町においても、洪水は起こりにくいと思いますが、集中豪雨などによる土砂災害や冠水は非常に気になるところです。

土砂災害警戒区域が町内にある以上、十分に考えておかなければなりません。

関ケ原町としても危機管理は大変重要な項目です。全ては町民皆様の安心・安全が第一であると私は思います。災害対策防止法に基づき避難勧告等が発令された場合、町民の方々の避難場所が設定されておりますが、避難場所の開錠は誰がいつ行うのか、受け入れ体制をどのように進めるのか、子供たちや高齢者や障害者の方々に誰が連絡をとり避難を進めるのかなど、明確になっていますか。

以前、防災無線が聞き取りにくいため、自治会長宅に防災無線受信機を設置していただきま したが、受信機による連絡方法及び活用マニュアルは行き届いているのでしょうか。今後、受 信機増設はどのようにお考えですか。

災害はいつ起きるかわかりません。町民の方々の生命・財産を守るのが第一です。町長にいま一度お伺いします。危機管理体制について詳細にお答えください。以上です。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) それではお答えさせていただきます。

まず避難場所の開錠は誰がいつ行い、受け入れ体制をどのように進めるのかということでございますが、大型台風等警報発令が予想される場合には、避難場所は開錠は誰がいつ行うのかとか、受け入れ体制をどのように進めるのかといったことを含めて、役場内の課長を中心とした防災会議において、警戒体制及び避難誘導体制の確認をし、準備を進めることといたしております。

また、子供たちや高齢者、障害者の方々に誰が連絡をとり避難を進めるのかということにつきましては、先ほど楠議員の質問の中でお答えさせていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

次に、防災無線受信機による連絡方法、活用マニュアルについてでございますが、自治会長が受信機で避難連絡等を受けた場合に、自主防災隊が設置されている地区においては自主防災隊と十分に協議してもらい、設立されていない地区においては福祉推進委員さん等と協議を進めるなど、各自治会内において防災対策を検討していただけるよう要請していく予定です。

受信機の増設につきましては、現在、自治会長宅に設置していただいております戸別受信機 につきまして、これは1個について本体・アンテナ・工事費一式で約7万円の経費がかかりま す。これを全ての世帯に設置するというのは現状では困難ですので、今後は購入設置された方 に経費の一部を助成する方法で検討できればと思っているところでございます。

最後に、危機管理体制として、あくまでも関ケ原町地域防災計画に基づいて防災面を強化するとともに、役場内において定期的に課長会等の時間を使いまして防災会議を行い、いろんな 想定での協議をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

- 〇議長(澤居久文君) 再質問を許します。
- ○9番(川瀬方彦君) 実は危機管理体制、リスク管理ということは非常に大切な部分だと思います。これは役場内だけではありません。民間企業等でも十分に考えなければならない部分で進められている部分なので、我々としては町民の方々のやっぱり生命・財産を第一に考えなければならない。先ほど楠議員が言われました防災訓練、先日も行われましたけど、防災訓練は何回行っても無駄にはならないと思います。ただ、先日の旧北小学校グラウンドで行われた防災訓練に参加していただいた住民の方々からお話を伺ったところ、初めて参加したけど非常によかったと。やはり最低でも1年に1回はこのような訓練は必要だと。やっておかないと怖いよねというお話を多く伺いました。

ただ、いろいろなことをやるにしても経費がかかりますが、防災について予算をかけずに今 すぐできることがあります。例えばこれ、地域防災計画書、この中にあります。災害対策本部 が設置された場合、各課の役割が実はこの中で決まっております。各課長さんは自分たちが何 をしなければいけないのか、今、思い浮かばれますか。

そこで、各課内においても、やはり職員の方々と自分たちの課として何をしなければならないのか、十分に危機感を持っていただいて、話し合っていただかなければならないと私は思います。

さらに、先ほどの答弁の中にもありましたけど、防災についての細部にわたる話し合いをやはり地域の方々ともっとしていただきたいと思います。その中で問題点などを共有化することで、町民の方々に安心を届けていただきたいと思います。

そこで、早急に地区による協議会の開催、役場の職員、福祉民生委員の方、自治会の方、さらには自主防災隊のある場合は自主防災隊の方々とも協議をしていただきたいと思います。さらに、自治会を例えば北部、南部、中部、西部、東部、ブロック分けをして、各ブロックごとでの問題点など深く協議されてはいかがでしょうか。後ほどお答えください。

次に、防災無線の件ですけど、先日の災害で被災された方々の話の中にも、雨の音がひどく て防災無線で流れた避難勧告、避難指示が全く聞こえなかったと、実際におっしゃってみえま した。

やはり防災無線の受信機は必要だと思います。各自治会長宅に設置をしていただきましたが、 自治会長さんが毎日毎日24時間、防災無線機の前で見えるとは限らないわけですよね。やはり 各自治会にもう1台ずつ設置ができるよう考えていただきたいと思います。せめて自主防災隊 が設置されているところには各1台ずつでも考えていただきたい。町財政が緊迫していても、 私は必要なものだと思います。

そして、受信機を設置するだけではなく、活用できるように皆さんと話し合いをもっともっ

と進めていただきたいと思います。町長のお考えを聞きたい。

さらにもう1点ですが、危機管理体制、実は災害だけでなく、いろいろな場面で考えなければなりません。例えば小学校における下校時、低学年だけの下校があります。以前は学校の先生も同行して下校していたときがあったそうですが、現在は低学年の子供たちだけで下校しているそうです。大雨警報など発令中は学校全体で対応していただけると思いますが、大雨注意報及び台風が近づいてきているときなど、低学年だけで下校させることが実は今までにもあったと聞いております。大変私は心配に思います。

異常気象がいつ起きるかわからない中、注意報から警報に変わるかもしれません。子供たちの安心・安全を第一に考えた場合、例えば大雨が降っているときなどは、低学年だけで下校させるのではなく、バスによる下校も十分考えてもらわなければならないと思います。以前、私も大雨の中、低学年だけが下校しているところを見たことがあります。そして、その横を定員数が満たない座席数に余裕のあるスクールバスが通過していきました。学校側といたしましても臨機応変に物事を考え対応していただきたく思いますが、町長もしくは教育長のお考えを伺いたいと思います。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) それでは答弁させていただきますが、リスク管理というのは確かに役場だけではなしに、全ての方が負うものであろうというふうに思っております。ただ、その指針となるべきものを行政のほうから発信していくということも非常に重要なことであろうというふうに思っております。そういったことでございまして、防災訓練についても、今は年に1回、いわゆる9月1日の防災の日の直近の土曜日にやっておりますけれども、いろんな形で広げていければというふうに思っております。

ただ、今現在、地域の自主防災隊があるところであるとか、そういったところには消防署のほうにも依頼がございまして訓練等をやっていただいているということもございますし、またそういった座学といいますか、避難の場合の方法等の伝達もさせていただいているということでございまして、個々にはやっている部分はございますけれども、全体としての取り組みというものについては今言いましたように年1回ということでやっております。これをどういうふうにふやすかということは今後検討させていただいて、できるだけふやす方向で考えていきたいというふうに思います。

それから、職員に対しての防災マニュアルの十分な把握ということでの勉強も、これは常日 ごろしておけとは言っていませんけれども、正直。災害が近づいた折には、私のほうから自分 の役割としてはどうなんやということをいま一度確認するようにということはその都度指示を 出しておりますので、多分、職員においてはそのときには一応目を通して、自分の役割という ものはある程度心構えをしているのかなというふうに思っているところでございます。

それから、地域の方との話し合いを通して、地域での問題点の洗い出し、また被害時における対応をどうするかというようなことにつきましては、やはり地域で対応する、いわゆる自助・共助の範囲、これは非常に災害時には大きな力を発揮するものだというふうに理解しておりますので、ぜひともそういったことはやっていただきたいと思っておりますし、町のほうからも自治会とかそういったことを含めて働きかけをさせていただければというふうに思っておりますので、今後また自治会等とも協議をさせていただきたいと思います。

それから防災無線につきましては、確かに雨で聞こえなかったという御指摘は関ケ原でもたびたびあったというふうに把握をしております。できるだけ多くの方に個々に聞いていただくのは非常にいいかというふうに思いますが、先ほど来出ておりますように、今、戸別受信機を全ての家庭に設置を町でするというのは非常に厳しい財政状況もありますので、補助という形で検討させていただければというふうに思っております。先般もほかのまちで防災ラジオを全戸配付したという例もありましたので、その中身をちょっともう一回勉強させていただいて、非常に安くできるならいいなと思っていますけれども、そこら辺も課題の一つであろうかというふうに思っております。

それから、自治会長さん一人に責任を負わす、これは豪雨とかそんなときに非常に責任が重過ぎますし、また一人ではなかなか動けない面が多々あろうかと思います。そういった御指摘は当然あろうかと思いますが、現時点では、やはり自治会長さんを通じて、その自治会内の幹部の方に連絡をとっていただいて避難等の誘導に当たっていただければというふうに考えているところでございますが、御指摘のあったことにつきましては今後の検討課題という形の中で、よりよい対応体制というものを考えていければというふうに思っているところでございます。

小学校の登下校の関係は、教育長のほうから答弁させていただきます。

〇議長(澤居久文君) 中川教育長。

〇教育長(中川敏之君) ではお答えします。

学校のほうでは、御存じのように、子供たちの命・安全を守るということは徹底して行ってきております。例えて言いますと、以前は避難訓練ということで地震とか火災についての訓練を行ってきましたが、今は、命を守る訓練と申しまして、不審者対応とかいったこと、あるいは突然ということで抜き打ちで訓練を行うと。こういったことをしながら、職員も子供たちの命・安全を守るためにはどうしたらいいのかということを常日ごろ考えながら行動しております。

議員さんがおっしゃいましたことにつきましては、当然、下校時に気象の状況というか様子を見まして、例えば風が強いとか、雨の降り方がひどいとか、あるいはどこかで洪水の危険があるとか、あるいは熊が出たとか、猿が出たとか、不審者が見られたとか、さまざまな情報が

学校に寄せられたときに、その情報を聞いて判断して、子供たちを即帰すのか帰さないのか、 そういったあたりの判断をしながら、例えばしばらく落ちつくまで学校待機させるとか、ある いは保護者に連絡して引き渡しをするとか、様子を見てから職員が一緒に帰るとか、こういっ た対応をしております。

先ほど一つの例で挙げられましたことにつきましては、一度学校のほうと確かめましてどういう状況であったのかということは確認しますが、原則としては、今申しましたように、その状況に応じて子供の命・安全を守るために対応しているということが大原則でございますし、そのように日々取り組んできております。もう一度言いますけれども、先ほどの例に挙げられた件につきましては、学校のほうと確認しまして、もしそこに不備があれば、そんなことがないように今後徹底していきたいというふうに考えております。以上です。

[9番議員挙手]

- 〇議長(澤居久文君) 再々質問を許します。
- ○9番(川瀬方彦君) やはり今後の関ケ原を担う特に子供たちのことですので、十分確認をしていただいて、できるだけ安心・安全というのを第一に考えていただくというところで進めていただきたいと思います。

先ほども町長が言われました危機管理、リスク管理については、本当にいろんな場面で考えられます。常にこのことに関しては考えておかないといけないと思います。きょうの一般質問の中でもほかの議員さんが質問された部分、危機管理体制という部分に裏づけられる部分が多々あるのではないかなというふうに私は聞いておったわけなんですが、先ほど来から言われます、実は町財政が非常に緊迫していること、例えばそれに対する今度は病院の問題、通学路における安全対策、いろんな形でかかわってくるかと思います。

ただ、この町財政に対する危機管理の一つという部分で、一例を申し上げさせていただきたいと思います。町財政が緊迫している中ではございますが、今月上旬にふれあいセンターで泉ピン子さんの講演会が開催されました。非常に大盛況で、チケットは完売されたそうです。超満員で講演会が終了したというふうに伺っておるんですが、実はチケットの売り上げ、これは実は約100万円だそうです。町がこの事業にかかわった経費として、出演料で約200万円、ポスターなど広告費で約30万円、合計230万円の経費だったそうです。これは事業収支で考えてみるとマイナス130万円になるかと思います。

このような事業がせめて収支均等、プラス・マイナス・ゼロもしくは若干のマイナスまでになるように、例えばいろいろな課で創意工夫することで事業支出を減らす努力が必要ではないかと思います。予算額が230万円計上してあるから事業経費として230万円を使ったという部分であるのであれば、今までと何ら変わりはありません。危機管理に対する意識をもう少し強く持っていただくことはできないでしょうか。もしこの事業で130万円の赤字になっていなけれ

ば、先ほどの防災無線受信機、1基当たり約7万円で設置できるとおっしゃってみえましたが、 18台ほど設置できます。

役場内において常に危機管理を強化させ、職員全員で考え努力すること。今までやっていた。 去年と同じだから。今までと同じことをしていては何にも変わりません。ここは町長の強いリーダーシップをとり、危機管理体制の強化に努めていただきたく思います。町長の今後に向けて強い思いを、一言で結構です、答弁よろしくお願いします。

〇議長(澤居久文君) 答弁を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) リスク管理、確かにどこにでもある、財政的な面でのリスク管理、確かに御指摘のとおりでございます。

今、泉ピン子さんの講演会の例を取り上げられましたけれども、やはり行政としての枠組みの中で、一応予算配分して事業を推進するという分にはしておりますので、担当課として予算の範囲内でいかに安く上げるかという努力は今後していくように、今までもお願いしておりますけれども、より以上にしていきたいというふうに思います。予算がついたからこの金額を丸々使えばいいんやということは常日ごろ言っておるわけじゃございませんので、やはり厳しい折、ちょっとでも浮かせてほしいと、繰越金につながるものを出してほしいというようなことはお願いをいたしております。そういった意味で、今後もそれを徹底するように職員のほうに周知しながら図っていきたいと思っております。

その中で、やはり今、関ケ原町が財政的に非常に苦しいという状況については今さら申し上げるまでもございませんけれども、入ってくる金額というのは、これはもう幾ら努力しても行政である限りは限られているということでございますので、出す金額をいかに抑えるかによって行政の財政というものは維持できるかというふうにかかわってくるということでございます。私どもといたしましても、こんだけ情勢が厳しい中で、住民サービスとして、また住民の文化向上という意味での事業を、金だけのためにやめるわけにはいきませんけれども、それを最低限の中でといいますか、節度を考えながら、懐ぐあいも考えながら実施するという形の中で両立を図ってまいれればというふうに思っております。今後はそういった意味での配慮をしながら取り組みをさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

〔「町長の強い決意は」と9番議員の声あり〕

決意と言われると今申し上げたとおりでございまして、全ての面におきまして、財政問題が 非常に厳しい中で、何とか立て直しをしなければいけないという強い思いをしております。そ の中でどうやっていくのがいいのかというのは、今、経費の指数で言いますと非常に余裕があ るわけじゃないということでございますので、その中でいかに健全な財政を維持していくかと いうことに意を払いながら今後も取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、御理 解を賜りたいということでございます。

○議長(澤居久文君) これで9番 川瀬方彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時43分

○議長(澤居久文君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 関ケ原町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

〇議長(澤居久文君) 日程第4、関ケ原町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。 関ケ原町選挙管理委員会委員及び同補充員は9月28日が任期満了となりますので、地方自治 法第182条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

関ケ原町選挙管理委員会委員に岡島良子君、藤墳秀則君、野村基子君、國枝利博君、同補充員に1番順位 小谷好廣君、2番順位 吉田幸司君、3番順位 髙木厚実君、4番順位 吉田 重一君、以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸氏を関ケ原町選挙管理委員会委員及び同補 充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸氏を関ケ原町選挙管理委員会委 員及び同補充員の当選人と決定いたしました。

なお、当選人名簿につきましては、ただいまから配付いたします。

日程第5 議案第50号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第5、議案第50号 町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題 とします。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第6、議案第51号 関ケ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

初めに反対討論から許します。

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 議案第51号 関ケ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の条例改正は、マイナンバー制度導入に伴い、特定個人情報等にかかわる規定を加えるものです。個人情報が集積され、情報漏えいのリスクが高まるということです。マイナンバーが扱う個人情報の数は膨大です。年金加入者6,346万人、雇用保険被保険者3,950万人、医療保険被保険者9,283万人、生活保護被保護者217万人、確定申告する人2,143万人など、年金、社会保障、税の個人情報が扱われます。さらに預金口座や健康診断にまで広げました。政府は情報を分散管理するから大丈夫と言っていますが、日本年金機構の情報流出事件を見ても、100%漏えいを防ぐシステム構築は不可能です。

個人のパソコンでマイナンバーの情報を見ることができるマイナポータルは、ICカードとパスワードさえあれば、特定の個人のありとあらゆる情報を見ることができます。補正予算案にも計上されておりますが、自治体が設置する中間サーバーには、ほかの機関からの個人情報のコピーが集約化され、保護されており、ここがサーバー攻撃を受けたときには大量の情報が一網打尽に漏れる危険性があります。そうしたときに一体誰が責任をとるのでしょうか。一度漏れてしまった情報は、後にも先にも取り返しがつきません。幾ら条例をつくっても、保護は

100%できないものと思います。

以上の理由で、この条例改正に反対といたします。

○議長(澤居久文君) ただいまは反対討論です。

次に賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番(子安健司君) 私は、議案第51号 関ケ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

マイナンバー法は平成25年5月31日に交付されており、本年10月5日に施行されます。マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

本条例案は、法律の規定に基づき、現在の個人情報の保護に加え、個人番号を含む特定個人情報の取り扱いについて定めるものであります。

以上のことから、本条例案は法律に基づく適正な改正であり、ただいま申し上げた趣旨を御 理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長(澤居久文君) ほかに討論はありますか。

[「なし」の声あり]

- これで討論を終わります。
- これより議案第51号を採決いたします。
- この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第7、議案第52号 関ケ原町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

初めに反対討論から許します。

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 議案第52号 関ケ原町手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

個人番号カードの交付に際しては、不正取得、偽造、成り済ましなど危険性が指摘されています。他人に見せてはならない個人番号を持ち歩くことは、さらにリスクが高いと言わざるを得ません。政府は、このカードがあれば身分証明になるとか、手続が早くなるなど利便性を強調しておりますが、危険性については対策を十分とっているとして否定しています。ある方はこのことを例え話として、認め印と実印があるとしたら、個人番号カードは実印を持ち歩くようなものだとわかりやすく説明していましたけれども、そのようなリスクの周知がされていない中で、安易にカードを発行するようなことは問題があると思います。

マイナンバー制度の中止と、リスクの高い個人番号カードの発行はやめるべきと考えます。 以上の理由で反対といたします。

〇議長(澤居久文君) 次に賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番(子安健司君) 私は、議案第52号 関ケ原町手数料条例の一部を改正する条例について、 賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの議案第51条の条例改正と同様に、マイナンバー法の施行に伴う法律の規定に基づき、通知カードと個人カードの再交付手数料を定めるものであります。本条例改正案は法律に基づく適正な改正であり、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長(澤居久文君) ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

- これで討論を終わります。
- これより議案第52号を採決いたします。
- この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第8、議案第53号 関ケ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第9、議案第54号 関ケ原町関ケ原駅前観光交流館の設置及び管理 に関する条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第10、議案第55号 指定管理者の指定についてを議題とします。 これより討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第11、議案第56号 平成27年度関ケ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第12、議案第57号 平成27年度関ケ原町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論ありますか。

[挙手する者あり]

初めに反対討論から許します。

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 議案第57号、平成27年度関ケ原町一般会計補正予算案について、反対 の立場で討論を行います。

先ほど来からその危険性を申し上げていますように、マイナンバー制度は中止をするその立場であります。今回、補正予算案には中間サーバーの接続、端末等の予算が計上されているため、反対といたします。

〇議長(澤居久文君) 賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

なしとします。

ほかに討論はありませんね。

[「なし」の声あり]

- これで討論を終わります。
- これより議案第57号を採決いたします。
- この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩 午前11時56分 再開 午後1時00分

○議長(澤居久文君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13 議案第58号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第13、議案第58号 平成27年度関ケ原町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

これより討論を行います。ありますか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号について(討論・採決)

〇議長(澤居久文君) 日程第14、議案第59号 平成27年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

これより討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第60号について(討論・採決)

〇議長(澤居久文君) 日程第15、議案第60号 平成27年度関ケ原町玉農業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論を行います。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第63号について(討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第16、議案第63号 平成27年度関ケ原町病院事業会計補正予算(第 1号)を議題とします。

これより討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第17、議案第72号 平成26年度関ケ原町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長 松井正樹君。

〇決算審査特別委員会委員長(松井正樹君) それでは、お許しを得ましたので、決算審査特別 委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第72号 平成26年度関ケ原町水道事業会計決算の認定について審査するため、役場委員会室において平成27年9月14日午後1時30分から決算審査特別委員会を開催いたしました。出席委員は中川副委員長、田中委員、子安委員、楠委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、松井でございます。欠席委員はございませんでした。会議事件説明のため出席していただいたのは吉田監理官兼会計管理者、児玉水道環境課長、職務により出席していただいた

のは澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記でございます。

会議の順序として、初めに水道環境課長より、決算書及び決算資料に基づき、事業の報告や収入・支出の内容等詳細に説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の過程において各委員より、滞納状況の推移、未収金対策、有収率、第4次拡張事業での送配水管の進捗状況等について質疑を行い、その都度適切な回答を得ました。

その結果、26年度は有収率はさらに向上したものの、給水人口の減少、節水意識の向上等で 給水水量の減少により、給水収益の大幅な増加になっていない。また、新地方公営企業会計制 度に伴う減損損失などにより特別損失が大きくなり、赤字経営に陥り、純損失は増加したとの ことでありました。

以上により慎重に審査をした結果、本決算については委員全員が認定するに異議なしとの結 論に達しました。

審査の過程においての要望事項については執行側より本会議において答弁願うことを確認し、 午後2時30分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、要望事項内容については、お手元に配付いたしましたとおりでございますので、朗読 は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長(澤居久文君) ただいまの報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) それでは、水道事業会計の決算特別委員会における要望事項に対する回答をさせていただきます。

まず最初に、未収金対策についてであります。

未収金対策、すなわち滞納につきましては、個別に納付相談を進めさせていただくことにより納付につなげている状況であり、給水停止の措置が有効な方法となっております。よって、 今後も引き続き実施させていただきたいと考えておりますので、その場合には丁寧な対応に心がけて接してまいります。

また、多くの未納者が他の業務の未納者と重なる状況でありますので、それらの業務の担当との連携を密にすることにより、徴収の強化を図ってまいります。

有収率の向上についてでございます。

当町の有収率については、漏水対策の推進により昨年度は81.3%となり、全国平均の78.45%をわずかに超えている状況となっております。ただし、現在も2割弱の漏水がまだまだ存在することから、今年度は過去に実施していない今須地区を中心に漏水調査を行い、新たな漏水箇所の発見を行うこととしております。

また、今後の財政状況も考慮しながら、老朽化した水道管の布設がえや、さらには耐震管の 布設も進め、漏水対策に努めていきたいと考えております。

次に、第4次拡張整備事業についてでございます。

上水道事業におきましては、人口の減少や節水器具の普及などにより、今後も給水収益の減少が見込まれているところでございます。そんな中で、ダム湖の水位の低下や水質の悪化などの問題が顕在化しており、安全・安心な水の供給のためには第4次拡張整備事業の推進は必要であると考えております。

上水道会計においては赤字の状態が続いており、特に減価償却費、起債償還金、起債支払い利息の上昇が会計を圧迫しております。そういったいろいろな問題点な含め、総合的な経営戦略について、今後の料金制度を含め、策定の検討を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長(澤居久文君) 委員長報告に対して、これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本決算は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本決算は認定することに決しました。

日程第18 議案第73号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第18、議案第73号 平成26年度関ケ原町病院事業会計決算の認定に ついてを議題とします。

本案については、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長 松井正樹君。

〇決算審査特別委員会委員長(松井正樹君) それでは、お許しを得ましたので、決算審査特別 委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第73号 平成26年度関ケ原町病院事業会計決算の認定について審査す

るため、関ケ原病院会議室において平成26年9月14日午前9時から決算審査特別委員会を開催いたしました。出席委員は中川副委員長、田中委員、子安委員、楠委員、川瀨委員、谷口委員、そして私、松井でございます。欠席委員はございませんでした。会議事件説明のため出席していただきましたのは吉田監理官兼会計管理者、瀬古病院長、小林病院事務局長心得、澤病院事務局総務課長で、職務のため出席していただいたのは澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記でございます。

会議の順序として、瀬古病院長の挨拶を受け、病院事務局総務課長より、決算書及び決算資料に基づき、事業の概要報告や収入・支出の内容等詳細に説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の過程において各委員より、経営収支の状況、検査及び手術の状況及び今後の経営見込み等について質疑を行い、その都度回答を得たところであります。

その結果、新公営企業会計制度の改正による影響で特別損失が増大し、本年度においても赤字決算ではありますが、地方の医療を取り巻く厳しい環境の中にあって、本決算については委員全員が認定するに異議なしとの結論に達しました。

審査の過程においての要望事項につきましては執行側より本会議において答弁願うことを確認し、午前11時30分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、要望事項内容につきましては、お手元に配布いたしましたとおりでございますので、 朗読は省略をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

〇議長(澤居久文君) 御苦労さまでした。

ただいまの報告にありました要望事項に対して、理事者の考え方を伺います。 西脇町長。

○町長(西脇康世君) それでは、病院事業会計の決算審査における要望事項に対する回答をさせていただきます。

まず1番目、国保病院は、地域包括医療ケア拠点として予防と診療の一体的提供を行う施設であり、その使命は地域医療を確保するとともに、疾病予防、介護予防等を通じ、地域住民の健康と安心を守ることにあります。

医療機器の効率的な活用につきましては、現在、高額医療機器、MRIとかCTとかRIにつきましては近隣の診療所と共同利用を行い、利用率を上げる努力をいたしております。

また、人間ドックにつきましては、住民の皆様にもっと健康に関心を持っていただけるよう、 特定健診だけでなく、今後、ドックの特徴などを広報紙に掲載したいと思います。

また、夕方診療につきましては、医師会との協議や職員の配置を考慮して今後考えていきたいと考えております。

次に、予算編成についてでございますが、病院の運営が予算編成時における目標見込みを達成できず、ここ数年、大幅な赤字決算となっており、まことに申しわけなく思っております。 今後におきましては、現状を踏まえ、収支を見きわめるよう努力し、予算編成に当たっていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

3番目のことですが、患者さんへのサービス精神の向上や医療接遇につきましては、現在、サービス向上委員会にて接遇の研修会や医院内外の美化活動を展開しております。今後もさらなる活動内容を検討し、地域住民の皆様に安心して受診していただける病院づくりを目指していきたいと思います。議会を初め、町民各位の皆様の御理解と御支援をお願いいたしたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長(澤居久文君) 委員長報告に対し、これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本決算は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本決算は認定することに決しました。

日程第19 町議第2号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(澤居久文君) 日程第19、町議第2号 関ケ原町議会会議規則の一部を改正する規則に ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番 松井正樹君。

○4番(松井正樹君) それでは、町議第2号 関ケ原町議会会議規則の一部を改正する規則に つきまして御説明申し上げます。

議員においては労働基準法は適用されませんが、労働基準法第65条の規定を目安に、女性議員が活躍できる環境整備に向け、社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りま

すようよろしくお願いをいたします。以上であります。

〇議長(澤居久文君) これより質疑を行います。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長(澤居久文君) これをもちまして平成27年第4回関ケ原町議会定例会を閉会いたします。閉会 午後1時17分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ケ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員